

む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 13 省略

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 17 省略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 省略

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

7 12 省略

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 13 同上

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 17 同上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 同上

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定(第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。)は、適用しない。

7 12 同上

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）又は保留地の対価（中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項第一号及び第十項第一号において同じ。）を取得した場合を含む。第五項において同じ。）において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換（以下この条及び次条において「換地処分等」という。）により取得した資産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第五項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～三 省 略

四 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において当該資産に係る権利変換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（当該資産に係る権利変換が同法第二百十条第一項又は第二百零一条の二第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得するとき、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において、同法第二百零八条の十一第一項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付（当該給付が同法第二百零八条の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付。第七項において同じ。）を受ける権利を取得するとき。

第六十五条 同 上

一～三 同 上

四 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（当該資産に係る権利変換が同法第二百十条第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利。第七項において同じ。）を取得するとき、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において、同法第二百零八条の十一第一項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付（当該給付が同法第二百零八条の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付。第七項において同じ。）を受ける権利を取得するとき。

五 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地に関する権利を取得する権利）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得するとき。

六 省 略

256 省 略

7 第一項第四号の規定の適用を受けた場合（連結事業年度において第六十一条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第二百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利につき同法第二百四条第一項（同法第二百十条の二第六項又は第二百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第二百十八条の二十四（同法第二百十八条の二十五の三第三項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれららの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により次条第三項第一項若しくは第二百十八条の二十四（同法第二百十八条の二十五の二第二项）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれららの規定に規定する差額に相当する金額（第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき、若しくは第一項第四号の建築施設の部分（同法第二百十八条の十二第一項又は第二百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受けたとき（同法第二百十八条の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第二百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第二百十八条の十二第一項又は第二百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）又は同号の施設建築物の一部を取得する権利（同法第二百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を含む。）第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物の一部を取得する権利を含む。以下この項及び第十項にお

五 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権（当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利。第八項において同じ。）を取得するとき。

六 同 上

256 同 上

7 第一項第四号の規定の適用を受けた場合（連結事業年度において第六十一条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利につき都市再開発法第二百四条第一項若しくは第二百十八条の二十四（同法第二百十八条の二十五の二第二项）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれららの規定に規定する差額に相当する金額（第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき、若しくは第一項第四号の建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第二百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第二百十八条の十二第一項又は第二百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利に基づき同号の施設建築物の一部（同号の施設建築敷地又は施設建築物を含む。）若しくは建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物の一部を取得する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日若しくはその譲受け希望の申出の撤回があつた日若しくは同法第二百十八条の十二第一項若しくは第二百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日又はその取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分若しくは

いて同じ。)若しくは同号に規定する給付を受ける権利に基づき同号の施設建築物の一部(同号の施設建築物に関する権利を含む。)若しくは建築施設の部分(同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日若しくはその譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第二百八十八条の十二第一項若しくは第二百八十九条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日又はその取得した日において、同号の資産のうち当該金額に對応するものとして政令で定める部分若しくはその撤回に係る同号に規定する給付を受ける権利又はその取得の基因となつた同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号に規定する給付を受ける権利につき收用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

8

その撤回に係る建築施設の部分の給付を受ける権利又はその取得の基因となつた施設建築物の一部を取得する権利若しくは建築施設の部分の給付を受ける権利につき收用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

第一項第五号の規定の適用を受けた場合(連結事業年度において第六十一条の七十二第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額(第十項第一号並びに次二百四十八条第一項(政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に相当する金額(第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「防災交換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき、又は当該権利に基づき第一項第五号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に對応するものとして政令で定める部分又はその取得の基因となつた同号の防災施設建築物の一部を取得する権利(同法第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項において同じ。)に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に對応するものとして政令で定める部分又はその取得の基因となつた同号の防災施設建築物の一部を取得する権利につき收用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は同項から第六項までの規定を適用する。

第一項第五号の規定の適用を受けた場合(連結事業年度において第六十一条の七十二第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額(第十項第一号並びに次二百四十八条第一項(政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に相当する金額(第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「防災交換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき、又は当該権利に基づき第一項第五号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に對応するものとして政令で定める部分又はその取得の基因となつた同号の防災施設建築物の一部を取得する権利(同法第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項において同じ。)に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に對応するものとして政令で定める部分又はその取得の基因となつた同号の防災施設建築物の一部を取得する権利につき收用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は同項から第六項までの規定を適用する。

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の五 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該農地所有適格法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該農地所有適格法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 省略

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 省略

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

8 13 省略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の五 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該農業生産法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 同上

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 同上

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

8 13 同上

14 第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第五号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にある資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

15・16 省略

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四 省略

6 法人が、当該事業年度において、当該法人に係る国外関連者との間で国外関連取引を行つた場合には、当該国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

7 法人が当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）において当該法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（前事業年度等がない場合その他の政令で定める場合には、当該事業年度において当該法人と当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該法人が前事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合として政令で定

14 第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にある資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

15・16 同上

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四 同上

255 同上

14 第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にある資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

める場合には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 一の国外関連者との間で行つた国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

二 一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合は、提出を當該職員が指定する日までにこれらを提出することができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（第十七項において「決定」という。）をすることができる。

当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用い

6 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用い

一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（次項及び第二十一項において「決定」という。）をすることができる。

一・二 省略

一・二 同上

9| 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。第十二項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出をされた書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができるない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

10| 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保有する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。

7| 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保有する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。（この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。）

8| 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示

若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第八項に規定する独立企業間価格を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

12 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第九項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

13 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

14 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められた

各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

9 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

10 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解してはならない。

15 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項又は第十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一項若しくは第十二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十一項又は第十二項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

ものと解してはならない。

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 同 上

一 第八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

21|20|19|18|17

省 省 省 省 省
略 略 略 略 略

17|16|15|14|13
同 同 同 上

一 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は

國税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、國税通則法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは、「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同法第六十六条の四第二十一項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは、「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは、「が前条及び同項」とあるのは、「国外関連者との取引に係る課税の特例」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは、「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年三月三十日法律第百四十九号））」とある。

二 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は國税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、國税通則法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは、「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同法第六十六条の四第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは、「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第十七項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは、「が前条及び同項」とあるのは、「国外関連者との取引に係る課税の特例」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは、「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年三月三十日法律第百四十九号））」とある。

和三十二年法律第二十六号)第六十六条の四第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「更正の請求(同法」とあるのは「更正の請求(國税通則法)と、「及び第二項の規定二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「國税通則法第七十条の四第二十一項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「國税通則法第七十条の四第二十一項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「國税通則法第七十条の四第二十一項の規定」と、「同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「國税通則法」と、「又は第一項の規定又は第一項の規定」と、「同法」とあるのは「國税通則法」と、「又は第一項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定及び第一項の規定」とする。

一〇四 省略

24| 23| 22|
省 略

第二十一項の規定により読み替えて適用される國税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

25| 24| 23| 22|
省 略

第二十一項の規定により読み替えて適用される國税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)

第六十六条の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき國税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合(内国法人が租税条約の規定に基づき当該外國法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。)には、税務署長等(國税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、これらの申立てに係る前条第二十一項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定

年法律第二十六号)第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「更正の請求(同法」とあるのは「更正の請求(國税通則法)と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「國税通則法第七十条の四第十七項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「國税通則法第七十条の四第十七項の規定」と、「同条第三項」と、「同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「國税通則法」と、「又は第一項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定又は第一項の規定」と、「同法」とあるのは「國税通則法」と、「又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定及び第一項の規定」とする。

一〇四 同 上

20| 19| 18|
同 上

第二十一項の規定により読み替えて適用される國税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

22| 21| 20| 19| 18|
同 上

第二十一項の規定により読み替えて適用される國税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)

第六十六条の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき國税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合(内国法人が租税条約の規定に基づき当該外國法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。)には、税務署長等(國税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、これらの申立てに係る前条第十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定

定により納付すべき地方法人税の額（これらの申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

258 省略

（外国法人の内部取引に係る課税の特例）

第六十六条の四の三 省略

2・3 省略

4 当該事業年度において内部取引がある外国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第一百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

5 外国法人の当該事業年度の前事業年度の内部取引（当該外国法人が当該事業年度において恒久的施設を有することとなつた場合には、当該事業年度の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該事業年度の前事業年度の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該国法人の当該事業年度の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、

により納付すべき地方法人税の額（これらの申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

258 同上

（外国法人の内部取引に係る課税の特例）

第六十六条の四の三 同上

2・3 同上

適用しない。

- 一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。
二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6 国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定のある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため重要なと認められる範囲内において、当該外國法

人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 7 国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国

税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定のある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためにおいて認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8| 税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

9| 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第六項又は第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければなければならない。

11| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六項若しくは第七項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽り、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避、若しくは忌避した者

二 第六項又は第七項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

5| 国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄國

税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

6| 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8| 同上

一 第四項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

省 略

第六十六条の四第四項、第八項、第九項及び第十九項から第二十五項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第六十六条の四		省 略		省 略		省 略	
		第六項		省 略		省 略		省 略	
		第六十六条の四		第六十六条の四		第六十六条の四		第六十六条の四	
		第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項
法人税法	所得	として財務省令	同時文書化対象国外 関連取引に係る第一項	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	同時文書化対象国外 関連取引以外の国外 関連取引	第六十六条の四の三第六項 に規定する同時文書化対象 内部取引	第六十六条の四の三第六項 に規定する同時文書化対象 内部取引	第六十六条の四の三第六項 に規定する同時文書化対象 内部取引	第六十六条の四の三第六項 に規定する同時文書化対象 内部取引
同法	号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	法人税法第百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	として同条第六項に規定する財務省令	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得

同 上

第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

		第六十六条の四		第一項		第一項		第一項	
		第六項		第六項		第六項		第六項	
		第六十六条の四		第六十六条の四		第六十六条の四		第六十六条の四	
		第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項	第六項
法人税法	所得	として財務省令	同時文書化対象国外 関連取引に係る第一項	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得
同法	号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	法人税法第百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	として同条第六項に規定する財務省令	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	同時文書化対象内部取引に 係る同条第一項	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得	第六十六条の四の三第一項 に係る所得

第六十六条の四 第十九項											
当該国外関連者の名 称及び本店又は主た る事務所の りその	所得	同項第一号	同項第二号	前項各号	財務省令	第一項	第二項第一号二	第六十六条の四の三第二項 第一号二	第六十六条の四 第一号口	第六十六条の四 第一号口	第六十六条の四 第一号口
第六十六条の四の三第一項 に規定する本店等の名称及 びその	法人税法第二百四十二条第一 号イに掲げる国内源泉所得 に係る所得	同条第十四項において準用 する前項第一号	同条第十四項において準用 する前項第二号	同条第七項に規定する財務 省令	同条第一項	外関連取引	同時文書化免除国外 関連取引(第七項の 規定の適用がある國)	第六十六条の四の三第二項 第一号二	第二項第一号口	第六十六条の四 第一号口	第六十六条の四 第一号口

第六十六条の四 第十五項	同上	第六項第一号	第六十六条の四 同上
	同上	第六項第一号	第六十六条の四 同上

第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四
第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	第二十六項	第二十七項	第二十八項
当該法人に係る国外	、租税特別措置法 並びに租税特別措置法	法 並びに租税特別措置法	又は租税特別措置法 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） 六条の四の三第十四項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十一項（）	第六十六条の四の三第一項の
第六十六条の四の三第一項	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第十七項（）	第六十六条の四の三第一項の

第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四	第六十六条の四
第二十九項	第三十項	第三十一項	第三十二項	第三十三項	第三十四項	第三十五項	第三十六項	第三十七項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第十七項（）	第六十六条の四の三第一項の

第六十六条の四の二 第一項の	第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
省 略	省 略
若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

15

第六十六条の四の四の四 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)	第六十六条の四の四の四の四の四 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)
第六十六条の四の四の四 特定多国籍企業グループの構成会社等である内國法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る国別報告事項（特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行わる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他財務省令で定める事項をいう。以下この条において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出で行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条规定	第六十六条の四の四の四の四の四 第六十六条の四の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
第六十六条の四の四の四 省 略	第六十六条の四の四の四の四の四 省 略
第六十六条の四の四の四 若しくは租税特別措置法	第六十六条の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法

15 第六項及び第七項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第五項まで、第八項及び前項の規定の適用に関する手続その他の必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の四の四の四の四の四の四 同 上	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四 同 上	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四 同 上	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四 同 上
第六十六条の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	第六十六条の四の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法

12

第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に関する手続その他の必要な事項は、政令で定める。	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に関する手続その他の必要な事項は、政令で定める。
第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 同 上	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 同 上
第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	第六十六条の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四 若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法

及び次条において同じ。)により、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人(最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除く。以下この項において同じ。)又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの最終親会社等(代理親会社等を指定した場合には、代理親会社等)の居住地国の租税に関する法令を執行する当局が国別報告事項に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る国別報告事項を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人について、その本店又は主たる事務所の所在地、当該外国法人にあつてはその恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地(これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地)の所轄税務署長に提供しなければならない。

3 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による国別報告事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による国別報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による国別報告事項を提供することを要しない。

4 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 企業グループ 企業集団のうち、その企業集団の連結財務諸表(一

般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つてその企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類をいう。第四号において同じ。)が作成されるものとして政令で定めるものをいう。

二 多国籍企業グループ 企業グループのうち、その企業グループの構